

議案第 83 号

播磨内陸医務事業組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、播磨内陸医務事業組合規約を変更することについて協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 12 月 3 日提出

多可町長 吉 田 一 四

## 播磨内陸医務事業組合同規約の一部を改正する規約

播磨内陸医務事業組合同規約（昭和 47 年播磨内陸住民健康センター事務組合同規約第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 3 項中「管理者の属する」を「組合事務所が所在する」に改める。

### 附 則

この規約は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

播磨内陸医務事業組合同規約の一部を改正する規約の新旧対照表

| 現 行  | 改 正   |
|--|---|
| <p>(組合執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会計管理者は、<u>管理者の属する</u> _____市町の会計管理者をもつて充てる。</p> | <p>(組合執行機関の組織及び選任の方法)</p> <p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 会計管理者は、<u>組合事務所が所在する</u>市町の会計管理者をもつて充てる。</p> |